

ワーキングホリデー サポートプログラム約款

第1条(約款)

申し込み希望者は、本約款を承諾の上、株式会社留学ジャーナル(以下「当社」といいます)に対し、ワーキングホリデーサポートプログラムに含まれる各種サービス(以下「当プログラム」といいます)を申し込みます。

第2条(契約の申し込みと成立)

(1)本約款における契約の申し込みと成立は、申し込み希望者が当社に対して本約款に基づき、所定の「プログラム申し込み書」を作成・提出し、その契約を当社が承諾の上、第6条(1)項に定めるプログラム料金を受領確認したときをいいます(当社が申し込みを承諾した申し込み希望者を下「申し込み者」といいます)。
(2)本約款に基づき申し込み者と当社との間で当プログラム契約の成立後、当社は当プログラムの諸手続きを開始するにあたって「留学手続き引受確認書」を発送します。または、電子の通知によりご連絡する場合があります。
(3)当プログラムに加え、語学留学プログラムを申し込み場合には、別途定める留学プログラム約款または短期語学留学プログラム約款に記載される申し込み手続きを必要とします。ただし引き受けにおいて別途定める「留学プログラム特約」の適用を条件とする場合があります。結果として希望する手続きができなかった場合でも、第10条(免責事項)によりお預かりするプログラム金は返金しません。

第3条(拒否事由)

当社は、申し込み者から、本約款に基づく当プログラムの申し込みがあった場合、次に定める事由の一つあるいは複数が認められるときは、申し込み者からの申し込みをお断りすることがあります。
(1)申し込み者の年齢、資格、技能その他条件が渡航先のワーキングホリデービザ発給基準ならびに研修機関先等の指定する条件に合致していないことを当社が認めたとき。
(2)申し込み者が未成年である場合または学生の場合、申し込み者について親権者(両親等)の同意がないとき。
(3)申し込み者が希望する手配において、客観的に手配できる可能性がないことが明らかとなるとき。
(4)申し込み者が希望する手配において、期限までに完了できる見通しがなくとき。
(5)申し込み者の過去の既往症または現在の心身の健康状態が、当プログラムの参加に不適切であると当社が認めたとき。
(6)その他、当社が不適当だと認めたとき。

第4条(プログラムの範囲)

当プログラムは、ワーキングホリデービザで海外に滞在する申し込み者を対象に、日本出発前及び現地到着後のオリエンテーションや海外滞在中の学校情報、生活情報、アルバイト情報の提供と相談などを行うものであり、海外での就職相談や入国保証など申し込み者に対して何らの保証を行うものではありません。当プログラムに含まれる現地でのサービスは次の通りです。
(1)ワーキングホリデービザ申請のアドバイス
(2)到着後の現地生活に関するオリエンテーションの実施
(3)アルバイト情報や英文履歴書の書き方等、仕事探しに関するアドバイス(申し込み者に対しての雇用を保証するものではありません)
(4)滞在先の探し方に関するアドバイス
(5)銀行口座開設のためのアドバイス
(6)税金相談・会計士の紹介、納税番号取得方法に関するアドバイス
(7)現地での転校相談及び語学学校・専門学校への入学手続き代行
(8)現地に関する情報提供や手配についてのアドバイス
(9)携帯電話の手持ちおよび料金プランに関するアドバイス(契約時は別途実費負担)
(10)現地オフィスでの日本語対応コンピュータ利用の活用(国やオーストラリアにより異なります)
(11)郵便物・荷物の一時預かり、ただし預かり期間に制限があります。
(12)日本語による24時間365日緊急サポート:留学ジャーナルスケジュールデスク
滞在中の不慮の事態に対して日本語でアドバイスする24時間電話サービス「留学ジャーナルスケジュールデスク」を実施します(電話によるアドバイスは、AIGTリアルアシストインクが行います)。
※現地オフィス業務は、各地提携オフィスへ委託します。また、現地スタッフと同行してもらう場合は、別途実費負担が発生します。

第5条(必要書類)

申し込み者が当プログラムに基づきサービスを受けるにあたり、手続きに必要な書類は、当社より別途「必要書類案内」を発送してご連絡します。申し込み者は、指定された書類に指定された言語にて必要事項を記入の上、必ず指定の期日までに当社の手続き担当カウンセラーまでお送りください。

第6条(諸費用)

(1)プログラム費:
ワーキングホリデーサポートプログラム(1年間) 89,000円
当プログラム費に含まれないもの
以下における費用は、上記プログラム費には含まれません。申し込み者の利用希望や必要性に応じて、別途手配、請求します。なお、渡航手配は、別途契約による手配となります(旅行取扱:株式会社留学ジャーナル/観光庁長官登録旅行業第1695号)。
①航空運賃
航空券の申し込み・取消等は、別に定める標準旅行業約款の「手配旅行契約の部」、渡航手続代行契約の部、ならびに当社の「旅行・航空券取扱い条件書」等に準じます。
②各国空港税/日本国内の空港使用料/航空保険料/燃油サーチャージ等、航空券購入時にかかってくる費用
③海外留学保険料
④(1)までの申請書類作成料及びビザ申請書類作成料は、別途定める「旅券・査証手配(申請書類作成代行・申請代行)条件書」に準じます。なお、ビザ申請においては、大使館または領事館が実費として請求するビザ申請料が別途必要となる国があります。こうした実費は、別途ご請求または直接お支払いいただくことがあります。
⑤緊急連絡費
申し込み者本人またはご家族からの依頼により、出発前・出発後に関係なく、緊急の連絡を要する場合、当社は希望留学先や語学コースあるいは滞在先の関係者へあらゆる緊急連絡をお引き受けします。その際にかかる費用は、相手国を問わず1件あたり5,000円(税別)にて申し受けます。この場合、申し込み者は、当社が申し込み者に対して請求する金額を直ちに当社に対して支払うものとします。
⑥その他
現地滞在中にかかる生活費など個人的費用
-語学留学プログラムを合わせて申し込み場合は、ワーキングホリデー前に語学研修を受けられる場合、到着時の空港迎え費用
-当社のローンの紹介・申し込み代行
当社は、提携金融機関により滞在学习費用等の貸付を行うローンの紹介・申し込みを代行します。詳細は、希望者が後日案内するローン約款をご覧ください。なお、出発日までに十分な時間が無い場合、ローンを利用できないことがあります。

第7条(申し込み後の取消と変更手数料)

申し込み者が、申し込み後に申し込み内容を取消または変更される場合は、次の取消・変更手数料をお支払いいただくことにより、契約を解除または変更することができます。なお、満員や抽選の結果によりビザが取得できなかった場合にも、各

取消・変更手数料を申し受けます。申し込み内容の取消・変更は、必ず書面にて当社までお申し出ください。当社がその書面を受領した時点で正式の取消・変更として取り扱います。現地機関先に対するキャンセル料や変更手数料ならびに渡航手配手続きにかかわる航空会社に対するキャンセル料や変更手数料等、当プログラムの解約または変更に伴い発生する費用及び損失については申し込み者の負担とします。また、当社がこれを立て替へ払いしたときは、申し込み者はかかる立て替え費用を当社に支払うものとします。

取消/変更の申し出時期	取消/変更手数料(税別)
(イ)申し込み日から起算して8日目まで ※ただし(ハ)の(二)の場合を除く	取消料・変更料なし (すべて返金)
(ロ)申し込み日から起算して9日以降で 出発日の前日から起算して31日前まで	30,000円+取消料実費
(ハ)出発日の前日から起算して滞って 30日目にあたる日から出発日前日まで	50,000円+取消料実費
(ニ)出発日当日以降	プログラム費全額/変更不可

※取消料実費とは、渡航先の現地機関先や航空会社などのキャンセル規定により申し込み者の負担しなければならない費用をいいます。
※申し込み日から起算して出発前日迄の期間が30日以内の場合における取消・変更は(ハ)が適用されます。
※上記規程の該当日が当社休業日にあたる場合は、その直前の営業日該当日となります。なお、営業時間以降の取消・変更は翌日の届出となります。
※空港送迎配のため送迎ドライバーが当社から到着連絡が完了した後、申し込み者が都合により到着便の変更が生じた場合には、変更手数料として1回3,000円(税別)を別途申し受けます。

第8条(各種手続きの継続が不可能な場合)

当社指定の期日までに必要な書類、または費用が申し込み者より送付・入金されず、当社の責に帰さない事由により当社が各種手続きの代りができなかった場合、または申し込み者に対して本約款に基づき、支払い済みの費用を一切返金しません。また、その期日に応じて発生した、希望渡航先国の現地機関先に対する変更料やキャンセル料並びに渡航手配手続きにおける航空会社に対する変更料やキャンセル料等、当社との責に帰さない事由により、当社に生じた費用及び損失は、申し込み者が負担するものとし、別途当社に請求します。申し込み者は、当社からの請求後、直ちにかかわる費用及び損失を当社に支払うものとします。

第9条(支払い)

申し込み者は、本約款の各条項に定められた、プログラム費、その他の諸費用、変更手数料等の支払いを当社が指定する期日までに当社指定の口座に振り込みまたは所定の方法で入金するものとします。本約款に別途定めがある場合、当社は本約款に基づき、申し込み者が当社に対して支払ったプログラム費、その他の諸費用、変更手数料等の費用を申し込み者に対して返金しません。申し込み者が当社指定の期日までに本約款に定める費用を当社に対して支払わない場合、当社は申し込み者に対する当プログラムの提供を停止する場合があります。また、当社の責によらない事由で諸費用が変更された場合にも、当社の指示する方法で必要な差額をお支払いいただきます。

本約款の各条項に定める各種費用の支払いについて、金融機関を通じて当社に対してお支払いいただく際の振り込み手数料や送金手数料(以下、「振り込み手数料」といいます)ならびに当社から申し込み者に対して返金する際の振り込み手数料は、すべて申し込み者の負担となります。

第10条(当社からの解約)

(1)申し込み者が次に定める事由が生じた場合、当社は催告の上、本約款に基づく当プログラム契約を解約することができるとします。
①申し込み者が、当社指定の期日までに、第5条に定める必要な書類を送付しないとき。
②申し込み者が、当社指定の期日までに、第6条及び第7条に定める費用の支払いを行わないとき。
③申し込み者が所在不明、または当社からの連絡に対し、返信期限を過ぎ1ヵ月以上にわたる連絡不能となるとき。
④申し込み者が当社に届け出た、申し込み者に関する情報に虚偽あるいは重大な漏洩のあることが判明したとき。
⑤申し込み者が本約款に違反したとき。
⑥申し込み者が暴力団員、暴力団準構成員、暴力団関係者、暴力団関係企業または総会屋等その他の反社会的勢力であると認められたとき。
⑦申し込み者が、当社に対して暴力的な要求行為、不当な要求行為、取引に関して脅迫的な言動もしくは暴力を用いる行為またはこれらに準ずる行為を行ったとき。
⑧申し込み者が、虚説を流布し、偽計を用いもしくは暴力を用いて当社の信用を毀損もしくは当社の業務を妨害する行為またはこれらに準ずる行為を行ったとき。
⑨その他当社の業務上の都合があるとき。
(2)前項に基づき、当社が本約款に基づく当プログラム契約を解約したときは、プログラム費、その他の諸費用、変更手数料等、申し込み者に対して本約款に基づき支払い済みの費用を申し込み者に対して一切返金しません。また、解約により発生した滞在先に対するあらゆるキャンセル料や渡航手配手続きにおける航空会社に対するキャンセル料等、前項に基づき解約により当社に生じた費用及び損失は、申し込み者が負担するものとします。申し込み者は、当社からの請求後、直ちにかかわる費用及び損失を、当社に支払うものとします。

第11条(免責事項)

(1)当社が次のような場合には一切その責任を負いません。
①当プログラムに加え、語学留学プログラムにも申し込みをされた場合の希望留学先やコースが定員に達して入学できない場合、または定員に達せず授業が開講されない場合。
②申し込み者がパスポートまたはビザが取得できず、あるいは渡航先国に入国拒否された場合。
③ビザ取得に時間がかかり、出発時期が変更になったとき。
④天災地変、戦乱、暴動、テロ行為、日本または外国の官公署の命令、陸海空における不慮の災難、運送・宿泊機関等のサービス提供の中止、当社の旅行計画に必要な運送サービスの提供、申し込み者の生命または身体の安全確保のために必要な措置、その他不可抗力による、ローンを当社が実行できず、手続きの継続が不可能と判断される場合。
⑤申し込み者が本約款に違反したとき。
(2)前項に基づき当社の責によらず当プログラムに参加できなかった場合、当社を介す申し込み者自身で手配された航空券やホテル等の費用ならびにその取消や変更に伴う手数料等は申し込み者の負担となります。
(3)「留学ジャーナルスケジュールデスク」の業務は、AIGTリアルアシストインクが行います(渡航後帰国まで最長1年間)。なお、緊急時に24時間体制で電話により適切なアドバイスをしますが、当社はその内容に代わりの保証をするものではありません。
(4)第6条(2)の⑦項に基づきローンの紹介、申し込み手続き代行において当社は申し込み者の資格審査の結果によるローンの可否や保証等、その他一切の事項につき責任を負いません。
(5)申し込み者は渡航前、申し込み者の責任において行動するものとし、法令、公序良俗もしくは滞在先等の規制等に違反した場合の責任、損害等は申し込み者本人の負担となり、当社はその責任を一切負いません。滞在中のスポーツなどによる事故は、申し込み者本人の責となす。特定のスポーツを行うにあたり保険の特約が必要な場合は、申し込み者本人の責において加入手続きを行っていただきます。以上の免責事項に該当する場合、プログラム費、変更手数料等、既に当社に支払い済みの費用については一切返金されません。
(6)当社は、現地委託先から当社に送られてきた最新資料に基づき当プログラムのサービスを提供しますが、当社の責によらず、また現地委託先の予測できない事情により、サービスの変更、滞在先の変更、その他の内容に関する変更について一切責任を負いません。

第12条(損害の負担)

当社は、当社の責によらない事由により申し込み者が何らかの損害を受けた場合、その責任を負いません。

第13条(前受金の保全)

当社は、次の通り前受金の保全措置を講じています。
当社は、当プログラムに係る費用の内、プログラム費、研修費、滞在費のお預り金(前受金)を対象として、当社の運営資金ならびに保有財産から完全に切り離し分別管理をするための「前受金別信託口座」を導入しています。(研修費や滞在費は、受け入れ先が期日を定めている場合や制度上必要な場合を除き、90日以上にお支払いいただくことはありません)。詳細は、別紙約款の「留学プログラム」に関する前受金の保全についてをご参照ください。
また、旅行業法に対象となる航空券代やホテル代等の渡航に係る費用につきましては、観光庁長官登録旅行業第1種を当社が取得していることにより、日本旅行業協会にも弁済業務保証金基金を充当しています。これにより、協会判断の下、対象となる旅行費用の保全額相当分が返還保証されます。

第14条(守秘義務について)

当社では、申し込み者の同意の下に得た個人データ等の守秘されるべき情報は、個人情報保護法に基づき当プログラム手配の目的以外では一切に開示しません。ただし、万一の緊急事故対応及びサポートに備えるための、当申し込み者書記載内容に基づき第三者への開示は、個人情報の取扱いに当たっては、第三者との間で共同利用、または個人情報の取扱い第三者に委託する場合には、当該第三者につき厳重な調査を行った上、秘密を保持させるために適正な監督を行います。

第15条(個人情報取扱いについて)

当社では、個人情報保護法に基づき、プライバシーポリシー(個人情報保護方針)において申し込み者の個人情報の取得及び利用、利用目的、第三者提供、開示、開示変更、利用停止、削除等について以下の通り取り扱います。

(1)個人情報の取得及び利用について
当社は、適法かつ公正な手段によって個人情報取得し、以下に記す利用目的の範囲内で業務の遂行上必要な限りにおいて利用いたします。当社は、個人情報を第三者との間で共同利用、または個人情報の取扱い第三者に委託する場合には、当該第三者につき厳重な調査を行った上、秘密を保持させるために適正な監督を行います。
(2)個人情報の利用目的について
①申し込み者が留学や旅行に関する相談、申し込み、留学及び旅行商品並びにサービスをご利用いただく際、申し込み者の名前、年齢、生年月日、住所、電子メールアドレス、電話番号、ファックス番号、職業、勤務先または身分証明書等の個人情報をご提供をお願いする場合があります。これらは、希望される留学・旅行商品やサービスを当社が提供する際、並びに申し込み者との連絡のために利用させていただいたほか、申し込み者がお申し込みいただいた留学・旅行商品において運送・宿泊機関等の提供者のサービスの手配及びそれらのサービスの受領のために当社に必要範囲内で、また当社の留学及び旅行契約上の責任、事故時の費用等を担保する保険の手続き上必要な範囲内で、運送・宿泊機関や保険会社等に対し申し込み者の氏名、身分証明書番号等をあらかじめ電子的方法等で送付することによって提供いたします。その他、申し込み者とする際には、旅行先や留学先となる学校・研修機関等への入学手続き上必要な、日本の申し込み者の最終学業成績、健康診断書、財政証明書、戸籍謄本(抄本)等の提出をお願いする場合があります。これらの個人データの提供について、申し込み者にご同意いただくものとします。

②当社は、留学・旅行中に傷病があった場合に備え、申し込み者の海外渡航中の国内連絡先の方の個人情報をお借りします。この個人情報、申し込み者に傷病があった場合に国内連絡先の方へ連絡の必要がある当社が認めた場合に使用させていただきます。申し込み者は、国内連絡先の方の個人情報をご提供するに際して国内連絡先の方の同意を得るものとします。いずれの場合も、必要最低限の事項を除き、申し込み者の個人情報を当社へ提出したかどうかについては、申し込み者自身で選択できるものであり、申し込み者に判断を委ねます。その他、当社では、より良い留学・旅行商品の開発のためのアンケート分析、統計資料の作成、帰国後のアンケート調査、そして当社及び当社と提携する企業やグループ会社の資料提供、説明会、イベント/セミナー並びにキャンペーン情報等のご案内や申し込み者にお届けするもの、あるいは、旅行終了後や留学帰国後のご意見やご感想・体験談のご提供をお願いする等、申し込み者の個人情報を利用していただく場合があります。なお、申し込み者からご提供いただけない個人情報の内容については、当社の商品・サービスをご利用いただけない場合があります。

(3)個人情報の第三者提供について
当社は、法令に定める場合を除き、個人情報を事前に申し込み者の同意を得ることなく第三者に提供しません。当社は、申し込み者へ留学商品・サービスを提供する上で必要と判断した場合は、申し込み者が提供した申し込み者の名前、年齢、生年月日、住所、電子メールアドレス、電話番号、ファックス番号、職業、勤務先または身分証明書や戸籍謄本(抄本)等の各個人情報、あらかじめ当社との間で密着保持契約を結んでいる企業等(ホテル/セラー、ビザ代行申請会社、現地手配会社、保険会社、当社は申し込み者が個人情報は提供しないことを承諾する場合があります。その際、当社は戸籍謄本または抄本の提供されたものを求める場合があります。その際、当社は戸籍謄本あるいは提供された個人情報を委託する場合があります。ただし、次のいずれかの場合を除いて、申し込み者が提供した個人情報等を第三者に開示することはありません。次の②項と③項のような例外事項については、開示する場合、個人情報保護管理者の責任において行います。

①申し込み者本人が個人情報の開示に同意している場合
②法令により開示が求められた場合
③申し込み者本人または公衆の生命、健康、財産などの利益を保護するために必要な場合
④統計資料のように個人を特定することが不可能な状態で開示する場合
(4)個人情報の管理について
当社は、個人情報の正確性を保ち、これを安全に管理します。個人情報の紛失、破壊、改ざん、毀滅及び漏洩等を防止するため、不正アクセス、コンピュータウイルス等に対する適正な情報セキュリティ対策を講じ、合理的な範囲内で適切な安全対策を講じます。また当社は、個人情報を持ち出し、外部への送信等による漏洩を防止します。申し込み者が提供した個人情報の内容を、申し込み者の同意を得ずして変更することはありません。さらに、情報処理を外部企業に委託する場合も同様です。
(5)個人情報の開示・開示・変更・利用停止・削除について
当社は、申し込み者各自の個人情報に対して、開示・開示・変更・利用停止・削除等を求める権利を有していることを認識し、これら及要求がある場合は、異議なく速やかに対応します。その際、個人情報の提供者本人であることをご確認させていただきます。なお、要望に従って個人情報を変更・利用停止・削除等した場合は、当社の商品やサービスをご利用できない場合があります。
(6)個人情報保護管理者
当社は、個人情報保護管理者を次の通り定めています。
法務部部長 矢島和雄
連絡先:03-5312-4421(代)(平日のみ10:00~18:00)

第16条(管轄裁判所)

本約款に関する訴訟その他一切の法的手続きに対しては、東京地方裁判所のみを専断的合意管轄裁判所とします。

第17条(約款の変更)

本約款は、事情により告知なしに変更されることがあります。

第18条(準拠法)

本約款は、日本法に準拠し、同法によって解釈されるものとします。

第19条(発効期日)

本約款の内容は、2017年6月1日以降に申し込まれる当プログラム契約に適用されます。ただし、料金、条件等の変更があった場合は、留学ジャーナルオンライン(<http://www.ryugaku.co.jp/>)に掲載の最新約款を適用します。

※留学学校手配をお申し込みの場合、別途お選ばれる「留学プログラム約款」または「短期語学留学プログラム約款」に同意していただきます。